

一般経営資金 小規模企業貸付

1 目 的

小規模企業者に対し、事業活動の維持・安定に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営の安定に資する。

2 融 資 対 象

- (1) 小規模企業者
- (2) 【小口】国の全国統一保証制度である小口零細企業保証の対象となる小規模企業者（小規模企業者で、既往の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）が2,000万円未満であるもの）。なお、特定非営利活動法人（NPO法人）は、医業を主たる事業とする場合を除き、融資対象とならない。

3 融 資 条 件

融資条件は次の表のとおりとする。

融 資 対 象 区 分	(1)	(2)小口
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）	
融 資 金 額	5,000万円以内	2,000万円以内 (かつ、既往の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）と新規融資額を合計して2,000万円以内)
融 資 期 間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置1年以内） （ただし、運転資金と設備資金の併用の場合は、10年以内） ※1年以内の短期の取扱いも可（短期の場合、一括償還可）	
融 資 利 率	[固定金利] 3年以内 年1.3% 5年以内 年1.5% 7年以内 年1.7% 10年以内 年1.9%	[変動金利] 年1.3% （融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る）
担保及び償還方法	担 保 無担保（(2)小口は原則として無担保） 償還方法 取扱金融機関の定めるところによる。	
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとする。	

4 融 資 の 申 込 み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

●添付書類

決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又は 契約書	その他必要と認める書類
○	○	○	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

5 取 扱 表 示

次の表示を付して取り扱うものとする。

(1) 融資対象(1)について

道小規模

(2) 融資対象(2)について

道小口

取扱細目

1 短期継続保証制度に係る取扱いについて

- (1) 融資対象(1)の場合であって、融資期間1年以内かつ一括返済の短期資金を利用して融資を受けようとする者にあつては、信用保証協会の短期継続保証制度を利用することができる。
- (2) 上記(1)により短期継続保証制度を利用した者であつて、引き続き融資対象(1)の要件を満たしている場合には、新規融資の申込手続きにより更新することができる。